

寒川町告示第 124 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定し、同法第 18 条第 1 項の規定により町道路線の区域を決定し、及び同条第 2 項の規定により平成 30 年 12 月 14 日より供用を開始する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、平成 30 年 12 月 14 日から平成 30 年 12 月 28 日まで縦覧に供する。

路線番号	路線名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)
02115	一之宮 115 号線	一之宮一丁目	22 番 1 地先	6.00	121.90
		一之宮一丁目	17 番 13 地先	6.00	
05130	岡 田 130 号線	岡田三丁目	1958 番 10 地先	4.60	46.30
		岡田三丁目	1990 番 1 地先	4.60	
09137	宮 山 137 号線	宮 山	2817 番 2 地先	4.50	77.00
		宮 山	2815 番 1 地先	4.50	
09138	宮 山 138 号線	宮 山	4173 番 1 地先	1.80	47.10
		宮 山	4177 番 1 地先	4.00	
10150	倉 見 150 号線	倉 見	1517 番 17 地先	4.00	53.90
		倉 見	1517 番 11 地先	4.50	

平成 30 年 12 月 14 日

寒川町長 木 村 俊 雄